

【 店舗名 】 における

事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ営業を継続するため、営業の場面に応じて発生するおそれがある感染リスクへの対応を別紙のとおり実行します。
 経営者及び従業員はこの内容を理解し、状況に応じて修正します。

<施設概要> ※施設概要については、各事業者で記入してください。

| | |
|----------|----------------|
| 店名 | |
| 所在地 | |
| 事業者名 | |
| 事業概要 | |
| 従業員数 | 全 人（通常の出勤人数 人） |
| 営業時間 | : ~ : 、 : ~ : |
| 主な感染予防対策 | |

エステ・リラクゼーション、整体、カイロプラクティック向け チェックリスト（共通事項）

1. お客様への感染拡大予防対策

（お客様の体調確認）

- 発熱（37.5度以上）や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様には来店いただかないよう掲示する。
- 来店時にお客様の体調確認を行い、発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様の来店をお断りする。
（体調確認方法） ※実施しているもの全てにチェック
 - 非接触型体温計を設置し、検温依頼
 - 従業員が個別聞き取り
 - 受付票の提出依頼
 - その他（ ）

（お客様のマスク着用）

- 入店時にお客様がマスク（不織布製を推奨。以下同じ。）を着用していることを確認、飲食等で必要な場合以外はマスクを着用するよう要請する。

（配布用マスク）

- マスクを持っていないお客様に備えて、提供できるマスクを用意

（入口での消毒）

- 出入口や店内各所に手指の消毒設備を設置し、お客様入店時等に手指消毒を要請する。

（消毒設備の内容）

- アルコール消毒液（濃度60%～90%のものに限る）
（濃度： %）（商品名： ）

（お客様と対面となる際の対策）

- 受付等のお客様と対面となる場所での飛沫感染防止措置をする。
（対面となる場所） ※店内にあるものにチェック
 - 受付
 - 会計場所
 - 応接室
 - その他（ ）
 （具体的な方法） ※実施しているものにチェック
 - アクリル板や透明ビニールカーテンで遮蔽（サイズ：人の頭より高い）
 - お客様と従業員のマスク着用徹底
 - その他（ ）

（手続き待ちの密集回避）

- 受付や会計手続き待ちのお客様が密集しないよう、来店者同士の人と人の距離（フィジカルディスタンス）を1メートル以上確保する
（具体的な方法） ※実施しているものにチェック
 - シール等で立ち位置を示す（隣の列とも間隔を確保）
 - 注意喚起の案内表示
 - 待機場所を分散する
 - 呼び出し制
 - その他（ ）

（支払い・徴収）

- 支払い・徴収時の感染症対策をする。
（具体的な方法） ※実施するもの全てにチェック
 - キャッシュレス決済の導入
 - トレイによる受け渡し
 - その他（ ）

（お客様への連絡）

- 万が一の感染者発生に備えて、感染情報のお客様への連絡方法を確保する。
（具体的な方法） ※実施しているもの全てにチェック
 - お客様の連絡先を受領し、個別連絡（利用状況を1か月以上保管）
 - 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）の掲示、利用を案内
 - とっとり新型コロナ対策安心登録システムへの登録、掲示、案内
 - その他（ ）

（注意喚起）

- 以下のような注意喚起を全て実施する。
 - ・施設内での手指消毒 掲示 口頭案内 その他（ ）
 - ・施設内でのマスク着用 掲示 口頭案内 その他（ ）
 - ・施設内で大声での会話は控える 掲示 口頭案内 その他（ ）

（サービスの変更・中止） ※従前から実施していない場合はチェック不要

- 感染予防のため、サービス内容の変更や中止を行い、掲示する。
（中止したサービス： ）

2. 施設の管理

(換気)

- 開店前、営業中、営業後に網戸のある窓を開けるなど、店内の十分な換気をする。

※施設全体の空気が入れ替わるよう空気の流れを作る
(開店前・後の換気方法) ※実施しているもの全てにチェック

- 店内の入口・ドア・窓を開放 (開放箇所 _____)
- 換気扇を稼動 (換気扇台数 _____ 台、 _____ 台) ※部屋ごとに記載
- サーキュレーターを設置して稼動 (サーキュレーター _____ 台)
- その他 (_____)

(営業中の換気方法)
※実施しているもの全てにチェック (換気量を満たさない場合は、窓等の開放による換気が必須)

- 店内のドア・窓を開放
・開放箇所 (_____)、開放頻度 _____ 分に _____ 回 / 常時)
◆換気の頻度は30分に1回、5分程度の開放が必要
- 換気扇により換気 (換気量は店舗内の滞在人数 (従業員含む) 1人につき毎時30m³以上を確保)
・店舗内の換気扇の換気量の合計 (_____ m³/時間) ÷ 店舗内滞在人数 (_____ 人) = (_____)
◆換気量 (排気) が十分でも給気のため、定期的に窓を開けるなど換気が必要

<店舗内の換気扇の換気量>

- ・店舗内の換気扇の換気量の合計は下記の表に記載して計算してください。
- ・換気扇の換気量は、製品の取扱説明書等に記載があります。不明な場合は設置業者等に確認、型番等をインターネットで確認することができます。(不明な場合はご相談ください)
- ・換気扇の型番等が不明の場合は、換気風量を測定しますので、ご相談ください。

| 設置場所 | 換気扇型番 | 換気量 (m ³ /時間) | 台数 | 計 |
|------|-------|--------------------------|----|---|
| 客席 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| その他 | | | | |

- サーキュレーターを設置して稼動 (サーキュレーター _____ 台)
- CO₂センサーを設置して二酸化炭素濃度1000ppmを超えないことを確認
- その他 (_____)

- (換気扇がある場合) 換気扇を定期的に点検する。

頻度 (_____) に _____ (回)

(拭き取り清掃・消毒)

- 多くのお客様が触れる部分は定期的に拭き取り及び消毒液による消毒をする。

(消毒する箇所) (頻度 _____) に _____ (回) ※店内にあるもの全てにチェック

- カウンターテーブル 筆記用具 ドアノブ 手すり
- 自動販売機 ロッカー取っ手 待合椅子 テーブル
- トイレドアノブ トイレ洗浄レバー 会計カウンター 電話
- パーティション その他 (_____)

(具体的な消毒方法) _____ に _____ (回) ※店内にあるもの全てにチェック

- アルコール消毒液 (濃度60%~90%) 次亜塩素酸ナトリウム (濃度0.05%)
- 界面活性剤含有の洗浄剤 次亜塩素酸水 (厚生労働省が示す使用上の注意を遵守の上)
- その他 (_____)

(手洗い後)

- 共通のタオルを禁止し、以下のいずれかの対応を実施する。

(具体的な方法)

- ペーパータオルの設置 個人のタオル等の使用
- 定期的な清掃・消毒を行っているハンドドライヤーの使用 (清掃・消毒の頻度: _____)

(ゴミ)

- ごみを回収し一時保管する場合は、ビニール袋に入れて密封保管する。
- ゴミ出しをする者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手洗いを。
- ペーパータオルのゴミは、以下のいずれかの対応を実施する。

(具体的な方法)

- ゴミ箱 (蓋つきが望ましい) に入れる。
- 蓋がない場合は、お客様使用の都度、ゴミを回収する。

(トイレの掲示)

- 以下のような注意喚起等の掲示をする。 ※上2つは必須
- トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流す。

○ トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施する。

3. 従業員の感染拡大予防対策

(従業員の体調確認)

- 出勤前に体温を計測させ、発熱（37.5度以上）や風邪症状（咳やのどの痛みなど）の症状がある場合は自宅待機とする。

(従業員の体調確認方法)

- 体調不良時の申し出制度 毎日の体調報告制度 その他 ()

(就業制限)

- 感染した従業員や濃厚接触者として判断された従業員の就業を禁止する。

(マスク)

- 接客時など、店内では常時マスクを着用する。（食事等の必要最低限の機会を除く）

(手指消毒)

- 接客時等の手指消毒や手洗いを徹底する。

(具体的な頻度)

- 会計で金銭やカード等を受け渡した後
 従業員間で共有する事務用品を使用する前後
 お客様が使用した備品等に触れる前後
 その他 ()

(従業員間のフィジカルディスタンス)

- 複数の従業員が同室で業務を行う場合は、従業員同士のフィジカルディスタンスを確保する。

(具体的な方法)

- 従業員間の距離を確保（1m以上確保できる配置とする）
 従業員間をアクリル板等で遮蔽（サイズ：人の頭より高い）
 同時に取次業務を行わないよう徹底する
 その他 ()

(事務室・休憩スペース・更衣室) ※いずれかにチェック

- 従業員用の控室（事務室・休憩スペース・更衣室）はない。

- 控室がある場合は、以下のような対応を実施する。 ※黒丸はいずれも必須

- 飲食時以外はマスクを着用する。

- 一度に使用する人数制限（一度の使用人数 人）

- 従業員同士のフィジカルディスタンスを確保（1m以上間隔を確保するかアクリル板等で遮蔽）

- 対面での食事や会話を避ける。

- 大声での会話は禁止する。

- 使用時は換気を行う。

- 店内の入口・ドア・窓を開放 開放箇所()、開放頻度 分に 回/ 常時)

- ◆換気の頻度は30分に1回、5分程度の開放が必要

- 換気扇を稼動（換気扇台数 台、 台） ※部屋ごとに記載

- サーキュレーターを設置して稼動（サーキュレーター 台）

- CO2センサーを設置して二酸化炭素濃度1000ppmを超えないことを確認

- その他 ()

- 従業員間で共用する物品を定期的に消毒する。

- (共有する物品: 机 椅子 ポット ドアノブ

- その他 ())

- (消毒頻度:))

- (消毒液:成分 濃度))

(勤務中の衣服)

- 勤務中に着用する制服等の衣服は当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

定期的な洗濯の頻度（例：業務終了後に毎回） ()

(動線分離)

- 取引業者や従業員の出入りとお客様との動線は可能な限り分離する。

(具体的な方法)

- 裏口を使用 営業開始前後に出入りする

- その他 ()

(従業員のトイレ)

- 従業員は従業員用トイレを使用する。

- (トイレは共有の場合) トイレ使用後の手洗いを徹底する。

(感染予防対策の共有)

- 事業者が実施する感染予防対策について、従業員に周知し実行する。

(具体的な方法:)

4. 施術等での感染拡大予防対策

(1) 接客コーナー・ ヒアリング コーナー

(ヒアリング時等の間隔確保)

- ヒアリング、接客時はお客様とのフィジカルディスタンスを確保する。

(具体的な方法)

- 対面で座らず、間隔を1m以上確保する。
 アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

- 施術者とおお客様の両者がマスクを着用する。

(備品の消毒)

- ヒアリングでお客様が使用する備品等については、お客様1名が使用の都度消毒する。

(消毒する箇所) ※店内にあるもの全てにチェック

- テーブル 椅子 パソコン (お客様が使用する場合)
 タブレット (お客様が使用する場合) 筆記用具
 その他 ()

(具体的な消毒方法)

- アルコール消毒液 (濃度60%~90%) 次亜塩素酸ナトリウム (濃度0.05%)
 界面活性剤含有の洗浄剤 次亜塩素酸水 (厚生労働省が示す使用上の注意を遵守の上)
 その他 ()

- ヒアリングや待合の際の飲み物等の提供は以下のいずれかの対応を行う。

- 飲み物等の提供を中止する (行わない)。
 飲み物等を提供する場合は、以下の感染対策を徹底した上で行う。

(飲食の際の対策)

- 手指消毒の徹底
 ● お客様間及び従業員とおお客様間のフィジカルディスタンスの確保
 ○ テーブル上にアクリル板等を設置して遮蔽
 ○ 対面とならない配席とし、1m以上距離確保
 ○ その他 ()
 ● 会話の際はマスク着用
 ● 換気の徹底
 ○ 室内のドア・窓を開放 (開放箇所、頻度、時間に 回/常時/その他)
◆換気の頻度は30分に1回以上、5分程度の開放が必要
 ○ 換気扇を稼動 (換気扇台数、台) ※部屋ごとに記載
 ○ サーキュレーターを設置して稼動 (サーキュレーター、台)
 ○ CO₂センサーを設置して二酸化炭素濃度1000ppmを超えないことを確認
 ○ その他 ()
 ○ その他 ()

(予約・コースのキャンセル対応)

- コロナの感染状況を受けて、お客様からキャンセルの申出があった際の対応について予め決めてお客様に知らせる。

(対応方法)

- 店舗での感染対策について、従業員がお客様に説明できるようにする。
 コースの場合は、期限を延ばすなど柔軟な対応ができるようにする。
 その他 ()

(周知方法)

- 店内掲示 HP 掲示 その他 ()

(2) 施術スペース及びエリア

(お客様同士の距離)

- お客様同士のフィジカルディスタンスを確保する。

(具体的な方法)

- 施術用のベッドの間隔を1m以上確保する。
 アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

- 施術中、施術者はマスクを着用した上で、眼鏡・ゴーグルやフェイスガードなどの器具を使用するなど工夫する。(具体的な方法)

(3) 施術に関わる器具、用具、備品類

(器具の消毒)

- 施術に使用する備品等は、お客様1名が使用の都度消毒する。

(消毒する箇所)

- 施術ベッド 施術テーブル リクライナー 施術者用椅子 ワゴン
 施術用機器 スリッパ パソコン(お客様用) タブレット(お客様用)
 メニュー表 パーティション その他()

(具体的な消毒方法)

- アルコール消毒液(濃度60%~90%) 次亜塩素酸ナトリウム(濃度0.05%)
 界面活性剤含有の洗剤 次亜塩素酸水(厚生労働省が示す使用上の注意を遵守の上)
 その他()

(タオル等の取り替え)

- タオル・スチームタオル・着替え・リネン類の使い回しは禁止し、お客様一人が使用のごとに洗剤を用いて洗濯済み若しくは消毒済みのものと取り替える。

(取り替える物)

- タオル スチームタオル 着替え リネン類 その他()

(具体的な消毒方法)

- 1回使用の都度、洗剤を用いて洗濯
 アルコール消毒液(濃度60%~90%) 次亜塩素酸ナトリウム(濃度0.05%)
 次亜塩素酸水(厚生労働省が示す使用上の注意を遵守の上) その他()

(用具類)

- お客様の皮膚や毛髪に直接接する用具類は使い捨ての物を使用するか、素材に合わせた消毒法でお客様毎に消毒済みの物若しくは新品の物と交換する。

(直接接する用具) ※ () 内に消毒か使い捨てかを記入

- マッサージ器具() コットン() まくら当て()
 その他()

(具体的な消毒方法)

- アルコール消毒液(濃度60%~90%) 次亜塩素酸ナトリウム(濃度0.05%)
 界面活性剤含有の洗剤 次亜塩素酸水(厚生労働省が示す使用上の注意を遵守の上)
 その他()

- タオル等や用具類はお客様毎に全て消毒が徹底されてることが必要なため、「消毒済・未使用」と「使用済み」を明確に分けて保管する。

(保管方法)

- 「消毒済み」と「使用済み」と表示した等に分ける(対象物:)
 使用後は施術室とは別室に保管(対象物:)
 その他()

- ゴミは、以下のいずれかの対応を実施する。

(具体的な方法)

- 蓋付きのゴミ箱に入れて密閉する。 お客様使用の都度、密閉して保管する。

(4) 更衣室・シャワー室の感染拡大予防対策

(更衣室、シャワー室内の混雑緩和)

- 更衣室やシャワー室に、一度に大人数が入室して密にならないようにする。

(具体的な方法)

- 予約制として入室人数を制限
 混雑時は利用を控えるよう掲示(利用上限人数 人)
 従業員が混雑時は入室を控えるよう声かけ
 その他()

(更衣室、シャワー室内でのフィジカルディスタンスの確保)

- 更衣室やシャワー室でフィジカルディスタンス(お客様同士の間隔1m以上)を確保する。

(具体的な方法)

- ロッカーや洗面所の一部使用禁止
 間隔を空けて利用するよう掲示
 その他()

- 会話は控えるよう掲示する。

(タオル)

- シャワー室での貸しタオルの設置は中止し、1名ごとにタオルを提供する。

※施設の形態上、対応が困難な場合は、次の対策を実施すること

- 貸しタオルはお客様がとる際に、他のタオルに触れないような置き方で設置する

(アメニティ等の取扱い)

- 共用の物品(化粧品、ブラシ等)については、いずれかの対策を行う。
 - 共用の物品は設置しない
 - 共用の物品について感染対策を実施して設置する。

(具体的な感染対策)

- 化粧品は、更衣室内に消毒用品を設置し、手が触れる部分を消毒してから使用するよう掲示して要請する。
- ブラシは使用者毎に消毒済みの物を使用できるように設置する。

(5) 化粧品等の販売エリアの感染拡大予防対策

(店内のフィジカルディスタンス)

- 店内でお客様が密集しないよう、フィジカルディスタンスを確保する。

(具体的な方法) ※実施しているものにチェック

- 床にテープ等を貼って、お客様同士の間隔を明示(お客様同士の間隔は1m以上)
- 店内をパーティション、ビニールカーテン等で遮蔽する。
- 店内各所にフィジカルディスタンスを確保するよう掲示し、要請する。
- その他()

(商品の陳列)

- 商品を不特定多数のお客様が触ることによる接触感染への対策を行う。

(具体的な方法) ※実施しているものにチェック

- 商品に代えてサンプル品や商品カードを設置する。
(賞味期限等の表示は大きく掲示)
- 売り場内の複数箇所にアルコール消毒液を設置し、商品に触る前には手指消毒を行うよう要請する。(要請方法: 掲示 口頭案内 その他())
- 商品の平積みを中止し、会計後に提供する。
- その他()

(試食・試用・試着の中止) ※従前から実施していない場合はチェック不要

- 感染リスクの高い試用や試着等のサービスは中止か内容を変更し、周知する。

(中止・変更したサービス)

- 試食 試用 試着 その他()

※ 飲食を可能とする場合は、下記の対策を実施

- 試食エリアを限定し、商品付近等では試食は行わない
- 提供物は小分けにし、従業員が都度提供
- お客様同士のフィジカルディスタンスを確保(1m以上)若しくはアクリル板等で遮蔽
- お客様同士やお客様と従業員と対面となる場合はアクリル板等で遮蔽
- テーブル・椅子はお客様1人使用の都度消毒
- 会話は控えるよう要請し、試食後はマスク着用の徹底を要請

(6) セラピスト

- 施術の前後に手洗い・手指消毒を徹底し、施術中も必要に応じて手指消毒を行う。

(具体的な頻度)

- 従業員間で共有する用品(電話や器具等)を使用する前後
- その他()

- 施術中はマスクに触れないよう徹底し、使用後はマスク本体に触れないようにして耳掛けからゴムを外し廃棄する。

- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒を行う。

- 施術中は清潔なユニフォームを着用する。消毒、洗濯を最低でも毎日行うこととし、万が一、お客様の「咳」や「くしゃみ」が暴露した場合は、ただちに別のユニフォームに取り替える。

- 必要に応じて眼鏡・ゴーグル・フェイスガード等を使用し目への飛沫の侵入を防ぐ工夫をする。

(使用する物)

- フェイスガード 眼鏡 ゴーグル その他()

(ゴーグルやフェイスガード使用する場面) ※黒丸は必須

- お客様と至近距離で対面となる場合
- 施術上、お客様がマスクを外して対面となる場合
- その他()

- お客様毎に、手洗いを徹底する。お客様の使用したタオルやリネンの除去の際は、ゴム手袋等を使用する。新しいタオルやリネンの交換の前には、手洗いを実施する。

- 感染症の疑いのあるお客様を接客した場合、以後他のお客様の施術はしないで、直ちに上長に報告して指示を仰ぐ。

6. その他施設ごとの感染拡大予防対策

(施設の業態に応じた感染拡大対策)

(自由記載)

【例】

- ・〇〇の対策